

(別紙1)

### 村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市地域公共交通計画（案）		
意見募集期間	自：令和3年2月2日 至：令和3年2月22日	担当課局	村上市地域公共交通活性化協議会 （事務局：自治振興課）
案件の概要	<p>市長が会長を務める法定協議会である村上市地域公共交通活性化協議会にて検討し、本市が作成する「村上市地域公共交通計画（案）」（計画期間令和3年度から令和7年度）について、パブリックコメント手続を実施し、計画に対する市民等の意見を広く募集し、寄せられた意見を考慮しながら計画の策定を進めるもの。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>本市では、平成23年3月に策定した「村上市地域公共交通総合連携計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度）に基づき、長期的に持続可能な交通体系の存続を目指した施策や事業などの取り組みを実施してきました。</p> <p>しかし、計画策定後の平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、従前の計画は任意計画となり、更に令和2年11月に再び法改正が行われ、地方公共団体による新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成及び実施が努力義務化されました。</p> <p>地域公共交通計画では、従来の計画に対し対象や内容、位置づけ、実行性確保のそれぞれの面で拡充させ、本市の地域公共交通が抱える諸課題を解決するとともに、関係機関等と連携を図り持続可能な地域公共交通体系の構築や各種取組を更に促進していくことを目的としています。</p>		
今後の予定	2月2日～2月22日 パブリックコメント受付 3月22日 第5回地域公共交通活性化協議会にて了承（計画の策定） 3月下旬 パブリックコメント結果の公表		
備考			